



最近の建築構造に関する話題

建築性能試験センター 安全性能部



2025年4月から 建築基準法の一部が 改正されます

改正法制度の説明資料が国交省のホームページで公開されています。読まれていない方は早めにご一読ください。（この資料に沿って説明します）

建築基準法・建築物省エネ法
改正法制度説明資料

令和6年9月

国土交通省 住宅局 建築指導課

参事官(建築企画担当)付

市街地建築課



改正されるのは、木造だけではありません。

②令和7年4月施行

(4号特例見直し、構造見直し、省エネ等)

建築基準法関係

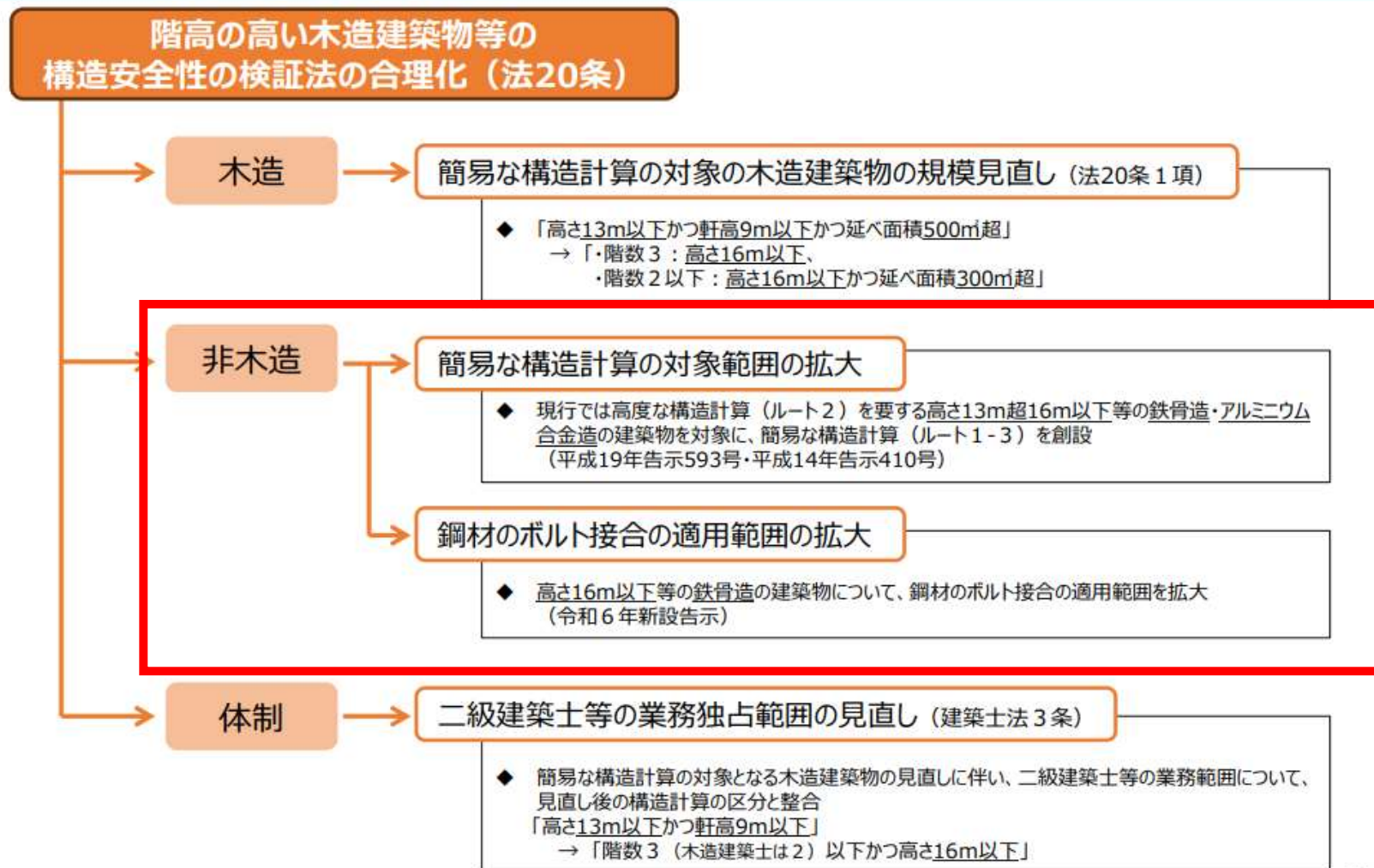
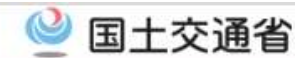
Ⅱ. 構造規制の合理化等

- (1) 木造建築物の仕様の実況に応じた壁量基準等の見直し
- (2) 階高の高い木造建築物等の増加を踏まえた構造安全性の検証法の合理化
- (3) 建築基準法改正に伴う二級建築士等の業務独占範囲の見直し

25

改正されるのは、木造だけではありません。

構造関係の改正の全体像②



27

階高の高い木造建築物などの増加を踏まえた構造安全の検証法の合理化（法20条）

改正前

建築基準法第20条第1項第二号

木造の建築物で3以上の階数を有し、又は延べ面積が500㎡、高さが13m若しくは軒の高さが9mを超える

高さが60m以下の建築物のうち、第6条第1項第二号に掲げる建築物（高さが13m又は軒の高さが9mを超えるものに限る。）又は同項第三号に掲げる建築物（地階を除く階数が4以上である鉄骨造の建築物、高さが20mを超える鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造の建築物その他これらの建築物に準ずるものとして政令で定める建築物に限る。）次の基準のいずれかに適合するものであること。

改正後

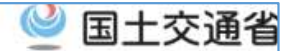
高さが60m以下の建築物のうち、木造の建築物（地階を除く階数が4以上であるもの又は高さが16mを超えるものに限る。）又は木造以外の建築物（地階を除く4以上である鉄骨造の建築物、高さが20mを超える鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造の建築物その他これらの建築物に準ずるものとして政令で定める建築物に限る。）次の基準のいずれかに適合するものであること。

許容応力度等計算（ルート2）、保有水平耐力計算（ルート3）が必要

階高の高い木造建築物などの増加を踏まえた構造安全の検証法の合理化

【建築基準法第20条第1項第2号】

階高の高い3階建て木造建築物等の構造計算の合理化



現状・改正主旨

- 高さ13m又は軒高9mを超える木造建築物を建築する場合、高度な構造計算（許容応力度等計算等）により、構造安全性を確認する必要があるとあり、一級建築士でなければ設計又は工事監理をしてはならない。（法第20条第1項第2号）
- 近年の建築物の断熱性向上等のために、階高を高めた建築物のニーズが高まっている。
- 一定の耐火性能が求められる木造建築物の規模（第21条第1項）については、安全性の検証の結果、高さ13m超又は軒高9m超から、4階建て以上又は高さ16m超に見直されている（H30法改正）。

		～13m※ ※軒高9m	13m※～60m ※軒高9m	60m～
1 階建	～500㎡	仕様規定	高度な構造計算 (許容応力度等計算、 保有水平耐力計算)	時刻歴 応答解析
	500㎡～	簡易な構造計算(許容応力度計算)		
2 階建	～500㎡	仕様規定		
	500㎡～	簡易な構造計算 (許容応力度計算)		
3 階建				
4 階建～				

改正概要

- 高度な構造計算までは求めず、二級建築士においても設計できる簡易な構造計算（許容応力度計算）で建築できる範囲を拡大
【簡易な構造計算の規模】



鉄骨造等の建築物

鉄骨造等の建築物における構造規制の合理化等



令和7年4月1日 施行
(平成19年告示第593号 改正)
(平成14年告示第410号 改正)

■ 簡易な構造計算の対象範囲拡大、基準の明確化

【鉄骨造等】

① 高さ制限の合理化及び構造計算ルート1 - 3の創設 ※アルミニウム合金造においても同様の合理化を実施

現行 : 高さ13m超又は軒高9m超の鉄骨造は高度な構造計算(ルート2以上)が必要
改正 : 高さ13m超又は軒高9m超の鉄骨造でも高さ16m以下等の条件を満たす場合は簡易な構造計算の適用が可能
範囲拡大の対象となる規模の建築物に適用する構造計算ルート1 - 3を創設
(対象) ・ 高さ16m以下、3階以下、延べ面積500㎡以内、柱相互の間隔6m以下
・ 柱及びはり材の幅厚比の制限、ブレースの変形能に応じた応力割増し、偏心率の確認、層間変形角の確認 等

② 鉄骨造の構造計算ルート1 - 2において幅厚比制限の基準を明確化

現行 : 柱及びはり材が局部座屈によって構造耐力上支障のある急激な耐力の低下を生じないことを確かめる規定を設けている
改正 : 具体的な幅厚比の制限を明確化

③ 薄板軽量形鋼造についての高さ緩和

現行 : 高さ13m超又は軒高9m超の薄板軽量形鋼造は高度な構造計算(ルート2以上)が必要
改正 : 高さ13m超又は軒高9m超の薄板軽量形鋼造でも高さ16m以下等の条件を満たす場合は簡易な構造計算の適用が可能
(範囲拡大の対象となる規模の建築物には、構造計算ルート1 - 1を適用)

④ 併用構造の規定の追加

①において範囲拡大の対象となる規模の鉄骨造と木造等の併用構造に関する規定を追加

■ ボルト接合を適用できる建築物の対象範囲拡大

令和7年4月1日 施行
(令和6年告示955号 新設)

現行 : 軒高9m超の鉄骨造は高力ボルト接合、溶接接合、リベット接合等とする必要がある(ボルト接合の適用は不可)
改正 : 軒高9m超の鉄骨造でも高さ16m以下等の条件を満たす場合はボルト接合の適用が可能
(対象) ・ 鉄骨造の建築物、高さ16m以下、3階以下、延べ面積500㎡以内、柱相互の間隔6m以下
・ ボルト孔のずれを含めた層間変形角の確認

50

出典：国土交通省のウェブサイト

7

枠組壁工法又は木質プレハブ工法を用いた建築物又は建築物の構造部分の構造方法に関する安全上必要な技術的基準を定める件等の改正について（技術的助言） 令和6年10月25日

国住指第276号
令和6年10月25日

各都道府県
建築行政主務部長 殿

国土交通省 住宅局 建築指導課長
(公印省略)

枠組壁工法又は木質プレハブ工法を用いた建築物又は建築物の構造部分の構造方法に関する安全上必要な技術的基準を定める件等の改正について（技術的助言）

枠組壁工法又は木質プレハブ工法を用いた建築物又は建築物の構造部分の構造方法に関する安全上必要な技術的基準を定める件等の一部を改正する告示（令和6年国土交通省告示第964号）が令和6年6月27日に公布され、令和7年4月1日から施行されることとなっている。

また、現場打コンクリートの型枠及び支柱の取外しに関する基準等の一部を改正する告示（令和6年国土交通省告示第1005号）についても、令和6年7月9日に公布され、令和7年4月1日から施行（一部公布日施行）されることとなっている。

さらに、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針及び建築基準法施行令第八十一条第二項第一号イに規定する国土交通大臣が定める基準に従った構造計算により枠組壁工法又は木質プレハブ工法を用いた建築物又は建築物の構造部分の安全性を確かめた場合の構造計算書を定める件の一部を改正する告示（令和6年国土交通省告示第1012号）についても、令和6年7月10日に公布され、令和7年4月1日から施行されることとなっている。

加えて、プレストレストコンクリート造の建築物又は建築物の構造部分の構造方法に関する安全上必要な技術的基準を定める等の一部を改正する告示（令和6年国土交通省告示第1167号）についても、令和6年9月19日に公布され、令和7年4月1日から施行されることとなっている。

ついては、それらの運用に係る細目について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的助言として、下記のとおり通知するので、その運用に遺漏なきようお願いする。

貴職におかれては、貴管内特定行政庁及び貴都道府県知事指定の指定確認検査機関に対しても、この旨周知方をお願いする。

なお、国土交通大臣指定又は地方整備局長指定の指定確認検査機関に対しても、この旨周知していることを申し添える。

1

第8 構造計算ルート1を適用可能な建築物に関する基準の見直し

（平成19年国土交通省告示第593号、平成19年国土交通省告示第1274号及び平成27年国土交通省告示第189号関係）

「建築基準法施行令第36条の2第5号の国土交通大臣が指定する建築物を定める件」（平成19年国土交通省告示第593号。以下「告示第593号」という。）、「許容応力度等計算と同等以上に安全性を確かめることができる構造計算の基準を定める件」（平成19年国土交通省告示第1274号。以下「告示第1274号」という。）及び「建築物の張り間方向又は桁行方向の規模又は構造に基づく保有水平耐力計算と同等以上に安全性を確かめることができる構造計算の基準を定める件」（平成27年国土交通省告示第189号。以下「告示第189号」という。）の一部を以下のとおり改正した。

新たにできた ルート1-3

1 構造計算ルート1を適用可能な建築物の追加

（1）高さが13m超又は軒の高さが9m超の鉄骨造の建築物（告示第593号第1号ハ関係）

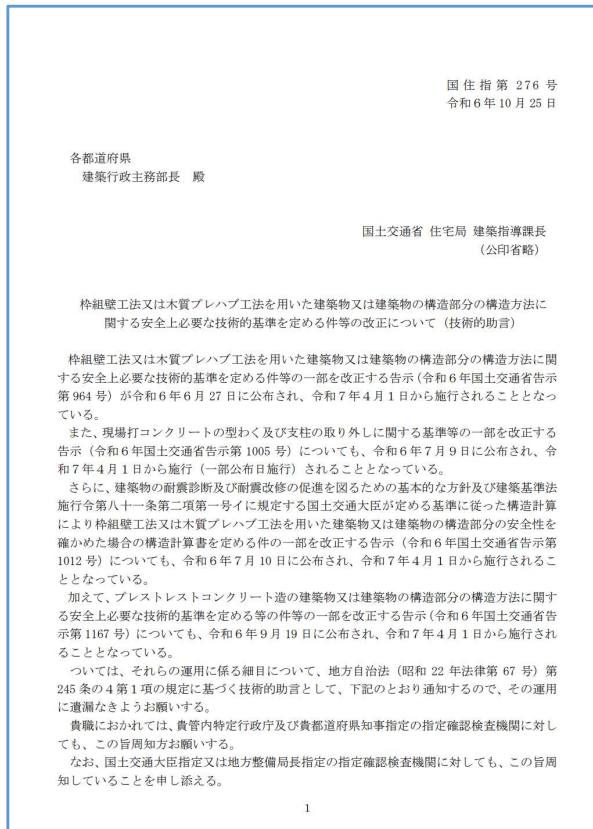
鉄骨造の建築物であって、地階を除く階数が3以下及び高さが16m以下、かつ、高さが13m超又は軒の高さが9m超のものについて、構造計算ルート1を適用可能な建築物の要件を新たに規定した。

新たな規定において、許容応力度計算には標準せん断力係数を0.3以上等とした地震力を用いることとしているが、各階の層間変形角の計算には標準せん断力係数を0.2以上とした地震力を用いることとした。また、層間変形角の計算にあたっては、地震力による構造耐力上主要な部分の変形によって建築物の部分に著しい損傷が生ずるおそれのない場合にあっても、層間変形角は1/120以内ではなく1/200以内とする必要がある。

また、告示第593号第1号ハ（2）（i）に示す筋かいに構造耐力上支障のある急激な耐力の低下を生ずるおそれのないことを確かめる特別な調査又は研究の結果並びに同号ハ（4）及び（5）に示す鋼材の断面に構造耐力上支障のある局部座屈を生じないことを確かめる特別な調査又は研究の結果は、原則として第三者による評価等によって確かめられた特別な調査又は研究の結果を用いるものとする。

出典：国土交通省のウェブサイト

枠組壁工法又は木質プレハブ工法を用いた建築物又は建築物の構造部分の構造方法に関する安全上必要な技術的基準を定める件等の改正について（技術的助言） 令和6年10月25日



(2) 高さが 13m 超又は軒の高さが 9 m 超の鉄骨造と木造その他の構造とを併用する建築物（告示第 593 号第 5 号関係）

木造、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造のうち一の構造と鉄骨造とを併用する建築物であって、地階を除く階数が 3 以下及び高さが 16m 以下、かつ、高さが 13m 超又は軒の高さが 9 m 超のものについて、構造計算ルート 1 を適用可能な建築物の要件を新たに規定した。

(3) 高さが 13m 超又は軒の高さが 9 m 超の薄板軽量形鋼造の建築物（告示第 593 号第 1 号関係）

鉄骨造のうち薄板軽量形鋼造の建築物であって、地階を除く階数が 3 以下及び高さが 16m 以下、かつ、高さが 13m 超又は軒の高さが 9 m 超のものについて、いわゆる構造計算ルート 1-1 を適用可能な建築物として新たに規定した。

(4) 組積造等の建築物（告示第 593 号第 3 号関係）

組積造又は補強コンクリートブロック造の建築物であって、地階を除く階数が 3 以下、かつ、高さが 13m 以下及び軒の高さが 9 m 以下のものについて、構造計算ルート 1 を適用可能な建築物として新たに規定した。

2 幅厚比制限の明確化（告示第 593 号第 1 号ロ(6)及び(7)関係）

いわゆる構造計算ルート 1-2 において、改正前の規定では、柱及びはりに局部座屈によって構造耐力上支障のある急激な耐力の低下を生ずるおそれのないことが確かめられたものでなければならぬとしていたが、柱及びはりに炭素鋼又はステンレス鋼を用いる場合にあっては、幅厚比を制限（柱及びはりに FA 材の断面を使用すること）する規定を追加した。

3 張り間方向と桁行方向に異なる構造計算を適用する場合の規定の追加（告示第 1274 号第 3 号及び告示第 189 号第 4 号関係）

鉄骨造の建築物のうち、地階を除く階数が 3 以下及び高さが 16m 以下、かつ、高さが 13m 超又は軒の高さが 9 m 超であって、延べ面積が 500 m² 以内及び柱相互の間隔が 6 m 以下のものについて、張り間方向又は桁行方向のいずれかの方向に構造計算ルート 1 を、それ以外の方向に構造計算ルート 2 又はルート 3 を適用可能とし、それぞれルート 2 同等又はルート 3 同等の構造計算の基準として新たに規定した。

最新情報は、国交省HPで

<https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/04.html>



2025年版

建築物の構造関係技術基準解説書の出版が予定されている

大臣指定された「あと施工アンカー」

国住指第1597号
国住参建第4023号
令和4年3月31日

都道府県建築行政主務部長 殿

国土交通省住宅局建築指導課長
参事官（建築企画担当）
（公印省略）

特殊な許容応力度及び特殊な材料強度を定める件の一部改正について
（技術的助言）

特殊な許容応力度及び特殊な材料強度を定める件の一部を改正する件（令和4年国土交通省告示第413号）は、本日付で公布・施行されることとなった。

ついては、改正後の「特殊な許容応力度及び特殊な材料強度を定める件（平成13年国土交通省告示第1024号。以下「告示第1024号」という。）」のうち第1第14号及び第2第13号に規定するあと施工アンカーに係る運用について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的助言として、下記のとおり通知する。

貴職におかれては、貴管内の特定行政庁並びに貴都道府県知事指定の指定確認検査機関及び指定構造計算適合性判定機関に対しても、この旨周知方お願いする。なお、国土交通大臣指定又は地方整備局長指定の指定確認検査機関及び指定構造計算適合性判定機関に対しても、この旨周知していることを申し添える。

記

1. 改正の概要

国土交通大臣が許容応力度及び材料強度を指定（以下「強度指定」という。）のできる「あと施工アンカー」について、「既存の鉄筋コンクリート造等の部材とこれを補強するための部材との接合に用いるもの」から「鉄筋コンクリート造等の部材と構造耐力上主要な部分である部材との接合に用いるもの」に適用可能な建築物及び使用できる部位を拡大することとした。

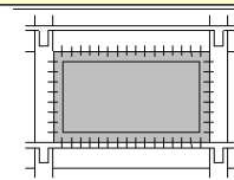
強度指定を受けたあと施工アンカーの使用部位の拡大（告示改正概要） 国土交通省

【機密性2】

○ 特殊な許容応力度及び特殊な材料強度を定める件（平成13年国土交通省告示第1024号）

第一 特殊な許容応力度
十四 あと施工アンカー（**既存の鉄筋コンクリート造等の部材とこれを補強するための部材**との接合に用いるものをいう。第二第十三号において同じ。）の接合部の引張り及びせん断の許容応力度は、その品質に応じてそれぞれ国土交通大臣が指定した数値とする。

○ 現行の基準では、あと施工アンカーは**既存の鉄筋コンクリート造の部材とこれを補強するための部材との接合に用いるもの**に限定されている。



【補強】RC増設壁を設置する工法の例

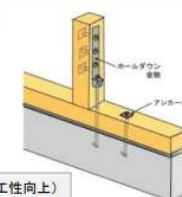


【補強】枠付き鉄骨プレースを設置する工法の例

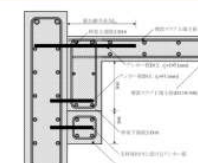
改 第一 特殊な許容応力度
正 十四 鉄筋コンクリート造等の部材と**構造耐力上主要な部分である部材**との接合に用いるあと施工アンカーの接合部の引張り及びせん断の許容応力度は、その品質に応じてそれぞれ国土交通大臣が指定した数値とする。
※第二 特殊な材料強度 第十三号についても、同様の改正を実施。

○ **増改築や新築において、補強以外の用途にあと施工アンカーを使用することが可能。**

例)【新 築】施工精度を要する箇所 など
【増改築】床スラブ増設に伴う定着筋への適用 など



【新築】施工精度を要する箇所（施工性向上）

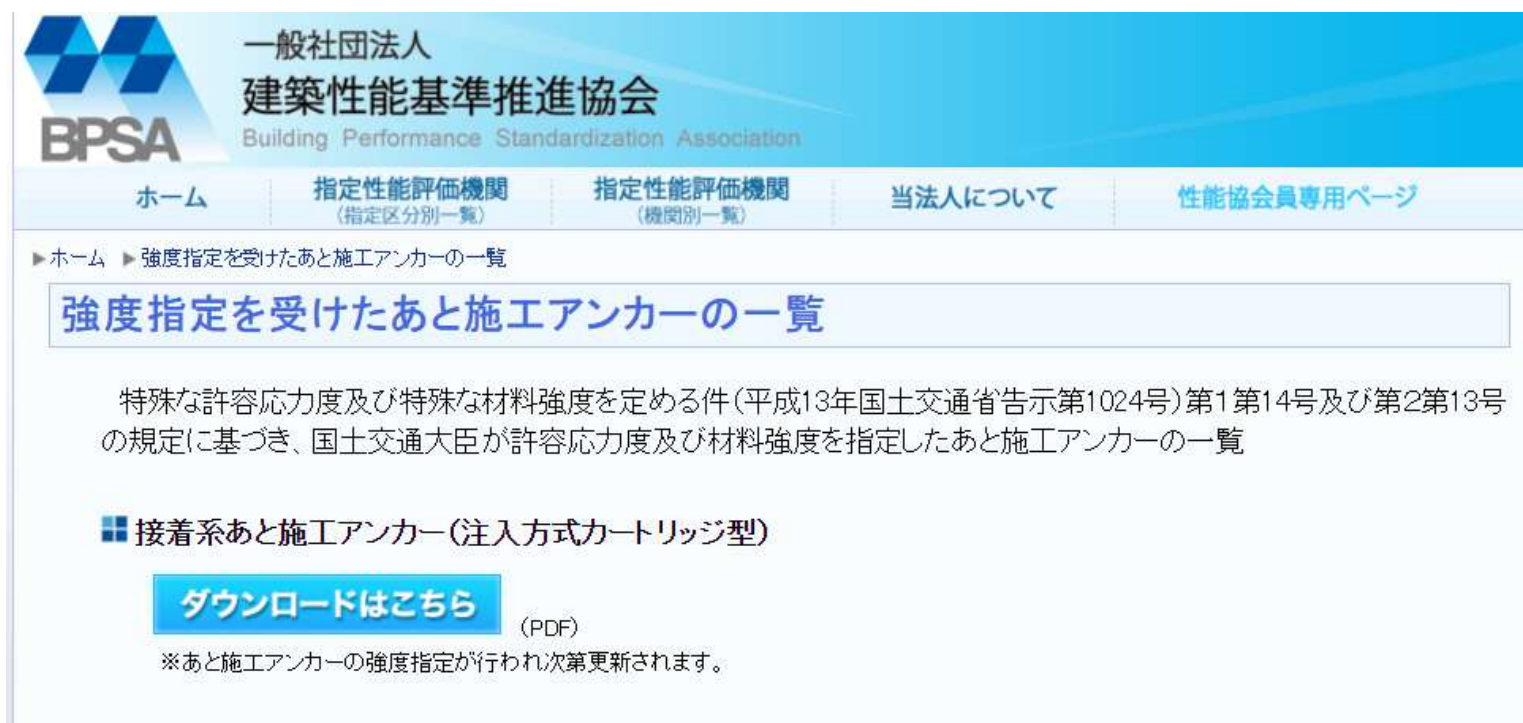


【増改築】床スラブ増設時の適用例

大臣指定された「あと施工アンカー」

1 社のみが登録されている

<https://www.seinokyo.jp/anchor/top/>
(一社) 建築性能基準推進協会のホームページより



一般社団法人
建築性能基準推進協会
Building Performance Standardization Association

ホーム 指定性能評価機関 (指定区分別一覧) 指定性能評価機関 (機関別一覧) 当法人について 性能協会員専用ページ

▶ ホーム ▶ 強度指定を受けたあと施工アンカーの一覧

強度指定を受けたあと施工アンカーの一覧

特殊な許容応力度及び特殊な材料強度を定める件(平成13年国土交通省告示第1024号)第1第14号及び第2第13号の規定に基づき、国土交通大臣が許容応力度及び材料強度を指定したあと施工アンカーの一覧

■ 接着系あと施工アンカー(注入方式カートリッジ型)

ダウンロードはこちら (PDF)

※あと施工アンカーの強度指定が行われ次第更新されます。

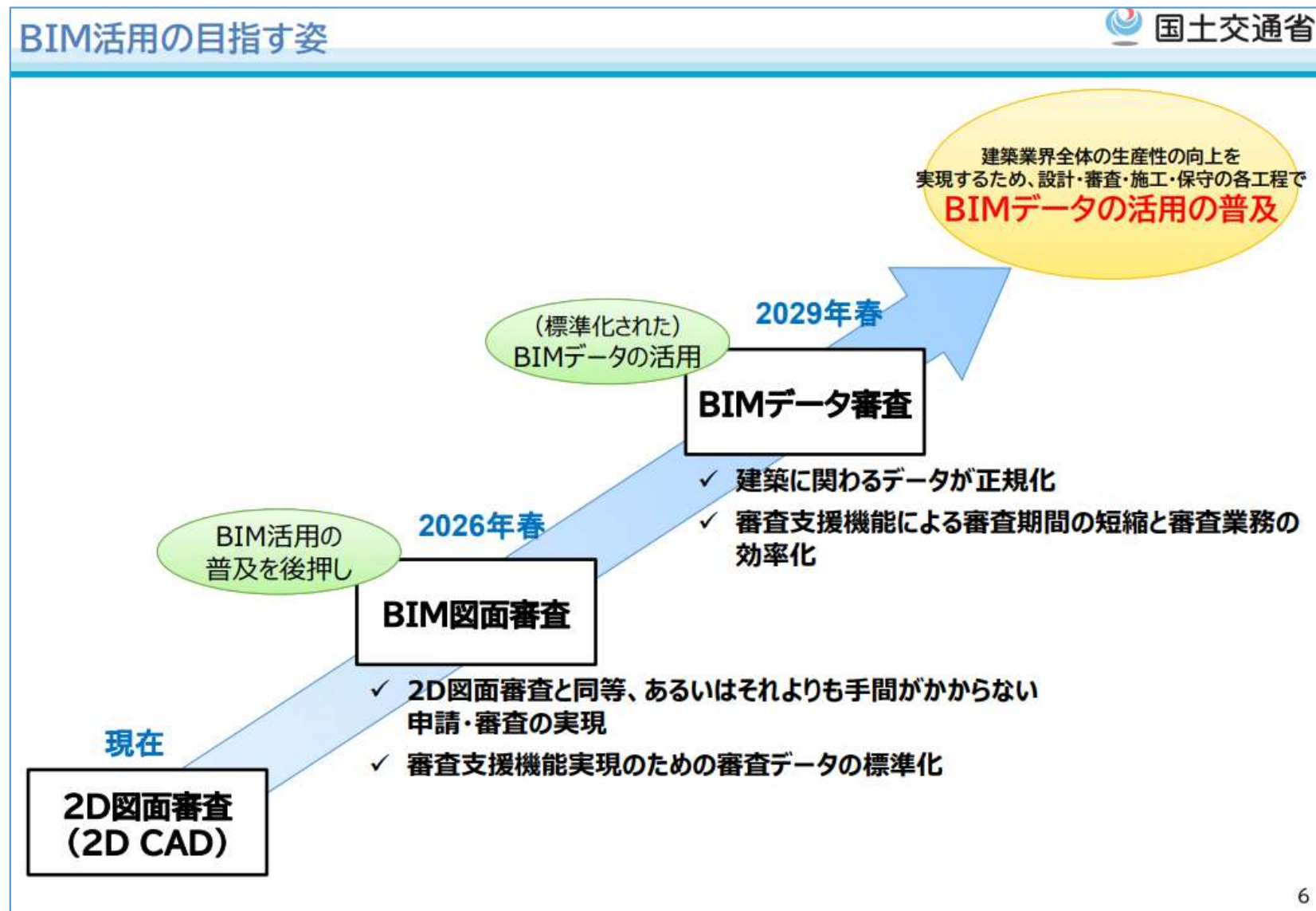
○強度指定を受けたあと施工アンカーの一覧

令和6年10月17日更新

あと施工アンカー の名称	申請者の氏名 又は名称	申請者の住所	問合せ先	指定番号	強度指定 を受けた 年月日	関連する評定番号							
						単 体				構造部材			
						評定を行った機関の 名称	評定番号	評定日	有効期限	評定を行った機関の 名称	評定番号	評定日	有効期限
鉄骨小梁の接続に用いる 接着系あと施工アンカー	清水建設株式会社	東京都中央区 京橋二丁目16 番1号	03-3561-4034	国住参建第 2040号	令和6年10月10日	(一財)日本建築セン ター	BCJ評定一 SS0059-01	令和5年12月15日	令和10年12月14日	(一財)日本建築総合 試験所	GBRC 性能証明 第23-29号	令和6年2月27日	令和11年2月末日

出典：国土交通省のウェブサイト

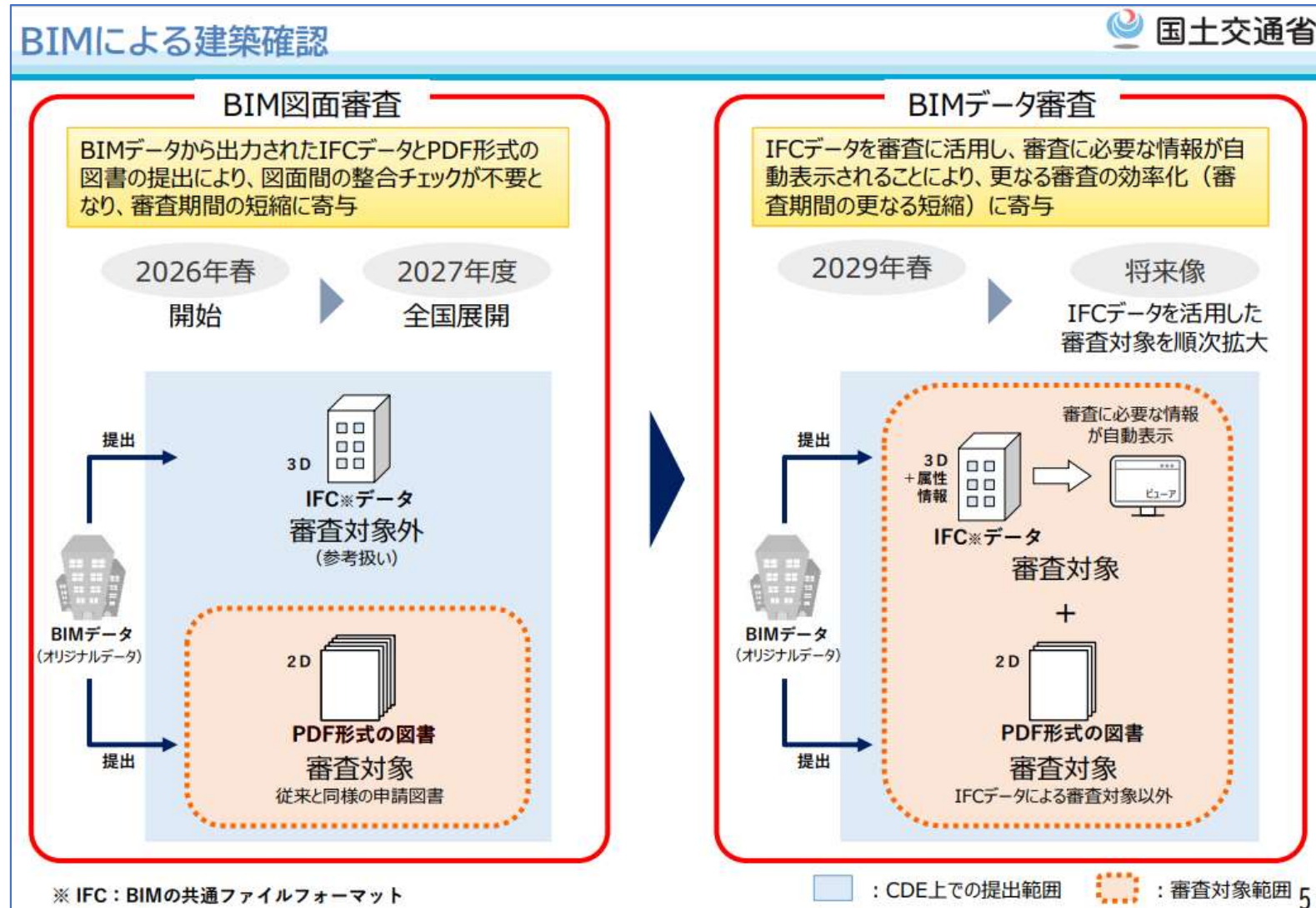
建築確認におけるBIM図面審査



<https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/build/content/001762769.pdf> 24

出典：国土交通省のウェブサイト

建築確認におけるBIM図面審査



<https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/build/content/001762769.pdf> 25

AIJ

「鉄筋コンクリート構造計算 規準・同解説2024」が 来年2月以降に販売予定

JASS5やJISの改訂に伴う修正
フラットスラブ構造等の解説の充実
壁部材の開口高さによる低減率の見直し
杭基礎に関する解説
貫通孔を有する梁許容せん断力の見直し

12月19日（木）札幌で講習会があります